

## 基本事項

「建築士会の災害対応」の要綱策定の前提となった基本的な考え方。

### 1 組織としてのボランティア活動

建築士会の災害対応活動は、会員一人一人のボランティア精神に支えられて成り立つ活動であるが、技術者集団としての組織的活動であり、個人的な善意に基づくボランティア活動とは明確に区分する。

### 2 対象とする災害の種類

災害発生時の救援、救助活動の主体は国または地方自治体であり、建築士会は、これに協力、支援する立場であることから、建築士会の災害対応活動は国または地方自治体が災害対策として重点をおいている、地震災害を対象とする。

ただし、地震以外の災害の場合にあっても、国または地方自治体から救助活動等の支援を要請された場合には、建築士会は本マニュアルを準用して、要請に応えるものとする。

### 3 活動の内容

各建築士会の災害対応活動には、地震災害発生時の支援活動（被災建築物応急危険度判定業務等）はもとより、災害時の円滑な支援活動に備えた活動、災害に強いまちづくり活動等の平常時活動を含む。この活動の基本単位は各建築士会とする。

### 4 建築士会の相互支援と連携

災害対応活動において、各建築士会、ブロック会、日本建築士会連合会は相互扶助の精神に基づき、相互に支援協力を行う。

### 5 建築関係他団体との連携

地震災害発生時には、建築士会以外の建築関係団体も、地方自治体が行う応急危険度判定等の支援を要請されることになる。建築関係団体が一つの技術者集団となって円滑に、効率よく支援活動を展開できるよう、日頃から必要な情報交換を図り、連携して活動できるように備えておくものとする。

（要綱、 第5、第7）